

して、ここに利子補給制度の採用及び利用者等からの要望等から資金の利用範囲について一部改正しようと思ふのでございます。

それでは内容についてご説明を申し上げます。第四条については従来融資の限度額と制限を設けていたわけでございますが、制限を廃止して同一人の融資について運転、設備の両資金について融資を認めようとするものであります。第六条については、申し込みの資格を規定してありますが、第四条の改定に伴い一部改めようとするものであります。また第七条についても関連でございまして、同一人に対する保障を認めようとするものでございます。第九条については利子補給制度の制度化に伴いまして現況の償還方法に併せて明文化しようとするものであります。また二項についても同様でございします。第九条の二については新設でございまして、利子補給制度を定めてあります。この利子補給は規則の中で明文化したいと考えてございしますが、当面、名目利率については九・五%にいたしまして、一五%の利子補給を行ないまして実質利率を現行の八%に押さ之たいと考えてあります。附則については実施時期を新年度からとして、経過規定といたしまして、新

年度以降の融資からこれを適用していきたいと考えてあります。

非常に雑々な説明でございしますが慎重にご審議をいただきましてご可決賜りますようお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○一番（貫井喜代次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十八号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君から所

定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられん旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 二異議なしと認めます。よろ議案第十八号は建設委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第二十四 議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。

（福祉事務所長 木田猛君 登壇）

○福祉事務所長（木田猛君） 二指名がございましたので、議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

敬老金は現在 三千円でございますが、これを二千円を引き上げまして、五千円にしようとするものでございます。なお、関係対象者は約五百名でございますので、財源といたしましては百万円というふうになるわけでございます。

以上簡潔でございますが説明を終わらせていただきます。 慎

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

○一番（貫井喜代次君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十九号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） あはかりをいたします。ただいま貫井喜代次君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決することに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 二異議なしと認めます。よろ議案第十九号は厚生委員会に付託することを決定いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第二十五 議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉事務所長 木村猛君 登壇）

○福祉事務所長（木村猛君） ご指名によりまして、議案第二十号 福生市重度心身障害福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明をいたします。

現在重度の心身障害者、すなわち精神薄弱者の場合には九度以上、それから身体障害者には三級以上の方、それから脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方に対しまして四十八年度から月額二千円支給してきたものを、これを四十九年度より月額千円を増額しようとするものでございます。なおこれらの対象者の数につきましては、約百六十五名程度でございまして年額百九十八万円増額と相なるわけでございます。

以上説明を終わらせていただきます。 慎重ご審議の上原案可決と

れるようお願いします。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

○十九番（大野行夫君） 市長にお伺いいたしますが、身体障害者に対する法的にもいろいろとこれを保護育成していくということがありまして、身体障害者福祉法によりますと、第一条の中に国と地方公共団体のその援助の指定に対する一つの指導的な報告になつてあり、また第三条にはその身体障害者個人のそういうものの支障を援護していくという具体的な項目があると思ひますけれども、この点につきまして提案されました内容、非常に前向きな姿勢で市が進めていくと思ひますけれども、今後これらに対するどのような地方公共団体としての考え方をもちあはれるかお伺いしたい。

○助役（篠崎俊夫君） 大野議員のおっしゃるとおり、身体障害者福祉法は二条、三条にあつたような条文がございます。それで市といたしましても職員で身体障害者を雇おうというような施策もやってありますし、またいま先ほど木村田所長からもお話し申し上げました

ように、百六十五名のうちの百五十名が身体障害者で、十五名が精神
薄弱者でございますが、この身体障害者に対しては、身体障害者
福祉法にうたつてありまするように、自力更正ということを努めて、これか
らも努めていかなければならないと、かように考へております。

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

○一番

(貫井喜代次君)

この際動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第二十号については、厚生委員
会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

おはかりをいたします。たゞいま貫井喜代次君から
所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられ
たい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに「異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

「異議なし」と認めます。よつて議案第二十号は厚
生委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長

(石川信義君)

ここでおはかりをいたします。本日の会議はこの程度に
とどめ延会いたしたいと思ひますが、これに「異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

「異議なし」と認めます。よつて本日はこれをもつて
延会とすることに決定をいたしました。

本日はこれをもつて散会いたします。

なお次会は、三月十三日 午前十時から開きます。

午後四時四十七分延会。



写

福庶発第三千六百四十九号

昭和四十九年三月五日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川常太郎 印

昭和四十九年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和四十九年三月五日付け福生市告示第六号（別紙参照）をもつて、昭和四十九年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。



(写)

福生市告示第 六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年第一回福生市議会定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年三月五日

福生市長 石 川 常太郎 (印)

一 期 日 昭和四十九年三月十二日
二 場 所 福生市議会議場

福生市議事録第三千七百二十八号

昭和四十九年三月五日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

石川 信義 殿

議案の送付について

昭和四十九年第一回福生市議会定例会に提案するため、つきの議案を送付します。

一 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（仮称福生市立福生第三中学校防音併行工事契約）

二 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算（第三号））

三 議案第二号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例

四 議案第三号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

五 議案第四号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例

- 六 議案第五号 福生市長等の給与に關する条例の一部を改正する条例
七 議案第六号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に關する条例の一部を改正する条例

八 議案第七号 福生市職員の旅費に關する条例の一部を改正する条例

九 議案第八号 証人等の実費弁償に關する条例の一部を改正する条例

十 議案第九号 非常勤の職員の公務災害補償に關する条例の一部を改正する条例

十一 議案第十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例

十二 議案第十一号 福生市市設住宅貸与条例の一部を改正する条例

十三 議案第十二号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

十四 議案第十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

十五 議案第十四号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

十六 議案第十五号 福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例

十七 議案第十六号 福生市土地開発基金条例の一部を改正する条例

十八 議案第十七号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例

十九 議案第十八号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

二十 議案第十九号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例

二十一 議案第二十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

二十二 議案第二十一号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第六号）

二十三 議案第二十二号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第七号）

二十四 議案第二十三号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

二十五 議案第二十四号 昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算（第二号）

二十六 議案第二十五号 昭和四十八年度福生市公共用地会計補正予算（第一号）

二十七 議案第二十六号 昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算（第四号）

二十八 議案第二十七号 昭和四十九年度福生市一般会計予算

二十九 議案第二十八号 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計予算

三十 議案第二十九号 昭和四十九年度福生市公益質屋会計予算

三十一 議案第三十号 昭和四十九年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業

業會計予算

- 三十二 議案第三十一号 昭和四十九年度福生市公共用地會計予算
三十三 議案第三十二号 昭和四十九年度福生市水道事業會計予算
三十四 議案第三十三号 昭和四十九年度福生市下水道事業會計予算
三十五 議案第三十四号 市道路線の認定について
三十六 議案第三十五号 市道路線の廃止について
三十七 議案第三十六号 市道路線の廃止について
三十八 議案第三十七号 財産の取得について

写

福庶発第三千七百三十九号

昭和四十九年三月七日

福生市議会議長

石 川 信義 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和四十九年第一回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を追加して送付します。

- 一 議案第三十八号 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例の一部を改正する条例

福議発第二十四号

昭和四十九年三月五日

殿

福生市議会議長 石川 信義

議案説明員の出席要求について

昭和四十九年第一回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 三月十二日(火) 午前十時
二場 所 福生市議会議場